

## 解散・事務所等廃止報告書記載要領

- 1 法人を解散又は事務所等を廃止した場合(愛知県内のすべての事務所等を廃止した場合に限ります。以下同じ。)には、その日以後2月以内にこの報告書を納税地を管轄する県税事務所長に提出してください。

なお、法人課税信託の受託者(当該法人課税信託の受託者が2以上ある場合には、当該法人課税信託の信託事務を主宰する受託者。(以下「主宰受託者」といいます。))が法人であり、法人課税信託の信託資産等が帰属するとみなされた者(受託法人)の信託の終了、事務所等廃止、信託事務の引継ぎ及び主宰受託者の変更により愛知県内のすべての事務所等を廃止した場合には、固有資産等が帰属するとみなされた法人課税信託の受託者である法人(固有法人)の「解散・事務所等廃止報告書」を納税地を管轄する県税事務所長に提出してください。

また、本県内に複数の事務所等を有する場合で、納税地として指定していた事務所等を廃止し、本県内の他の事務所等所在地を納税地とする場合には、この報告書ではなく、「事務所等移転・事業年度変更報告書」を提出してください。

### 2 各欄の記載要領

- (1) 「本店又は本社所在地」及び「法人の名称」欄には、登記してある本店又は主たる事務所等の所在地及び法人名を記載してください。
- (2) 「法人番号」欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいいます。)を記載してください。
- (3) 「代表者・清算人氏名」欄には、法人の解散(合併による解散を除きます。)の場合にあっては清算人、それ以外のものについては、法人の代表者を記載してください。
- (4) 「解散・廃止年月日」欄には、解散・廃止のいずれかを○で囲み、解散又は事務所等の廃止の事実が発生した年月日を記載してください。
- (5) 「解散登記年月日」欄には、解散の場合に、登記簿に記載されている解散年月日を記載してください。
- (6) 「解散・廃止の理由」欄には、解散又は事務所等が廃止となった主な理由を記載してください。
- (7) 「清算人・住所・氏名」欄には、法人の解散(合併による解散を除きます。)の場合に、その法人の清算人の住所及び氏名を記載してください。
- (8) 「解散・廃止後の連絡先」欄には、解散又は事務所等廃止後の連絡先が清算人又は本店等の所在地と異なる場合に記載してください。
- (9) 「合併解散に関する事項」の各欄は、合併による解散の場合に、次により記載してください。
  - ア 「合併期日」欄は、合併契約書において合併期日と定めた日を記載してください。
  - イ 「適格区分」欄は、法人税法第2条第12号の8(適格合併)に該当する場合には「適格」、該当しない場合には「その他」のそれぞれの□にレ点を付してください。
  - ウ 「合併法人の名称及び所在地」欄は、合併した法人の名称及び所在地を記載してください。
- (10) 「廃止した事務所等の名称及び所在地」欄には、支店等についての登記の有無を問わず廃止したすべての事務所又は事業所について記載してください。
- (11) 「関与税理士の住所及び氏名」欄には、関与税理士の氏名及び事務所所在地を記載してください。